

○財務省告示第八十三号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十二年二月二十四日に発行した利付国債の  
発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十二年三月九日

財務大臣 菅 直人

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の 方法
利付国庫債券（十年）（第二百七十一回、第二百七十三回、第二百七十四回、第二百七十五回及び第二百九十九回）及び利付国庫債券（二十年）（第五十五回、第五十六回、第五十九回、第六十回、第六十一回、第七十一回、第七十三回、第七十六回、第七十八回、第七十九回及び第八十回） 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行 各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次			





名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額 （額面金額）
（別表） （第一回）付十一年国庫債券	一・二%	日年平六成二月二十七	円百四十三億
（第二回）付十二年国庫債券	一・四%	日年平九成二月二十七	二十八億円
（第三回）付十一年国庫債券	一・五%	日年平九成二月二十七	円百八十九億
（第四回）付十二年国庫債券	一・五%	十年平日十成二月二十七	五億円
（第五回）付十一年国庫債券	一・四%	十年平日十成二月二十七	二百九億円
（第六回）付十二年国庫債券	一・三%	日年平三成三月二十一	円三百十四億
（第七回）付十一年国庫債券	二・〇%	一年平日三成三月二十四	五十四億円

十八 象 国 債 の 利 回 り 支 元 金 支 払 場 所 日 本 銀 行 単 利 回 り と す る 。 平 均 値 の

十九 入 札 参 加 者 財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者

二十 払 込 期 日 平 成 二 十 二 年 二 月 二 十 四 日

（（利 第二付 八十国 十年庫 回）債 券）	（（利 第二付 七十国 十年庫 九）債 券）	（（利 第二付 七十国 十年庫 八）債 券）	（（利 第二付 七十国 十年庫 六）債 券）	（（利 第二付 七十国 十年庫 三）債 券）	（（利 第二付 七十国 十年庫 一）債 券）	（（利 第二付 六十国 十年庫 一）債 券）	（（利 第二付 六十国 十年庫 回）債 券）	（（利 第二付 五十国 十年庫 九）債 券）	（（利 第二付 五十国 十年庫 六）債 券）
二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %	一 ・ 九 %	一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 二 %	一 ・ 〇 %	一 ・ 四 %	一 ・ 七 %	二 ・ 〇 %
日年平 六成 月三 二十七	日年平 六成 月三 二十七	日年平 六成 月三 二十七	日年平 三成 月三 二十七	十年平 日十成 月二 三月十 二月十六	日年平 六成 月三 二十六	日年平 三成 月三 二十五	十年平 日十成 月二 三月十 二月十四	十年平 日十成 月二 三月十 二月十四	日年平 六成 月三 二十四
三十 億 円	十一 億 円	円三 百三 十億	円四 百九 十億	百 億 円	八 十 四 億 円	円五 百十 二億	億四 円百 七十九	一 億 円	十 億 円